

第 4 3 号議案

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 5 7 年亀岡市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 5 7 年亀岡市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(8) 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 0 条から第 1 2 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当）

第 1 0 条 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次の職員に対して支給する。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所において応急作業等に従事した職員
- (2) 国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員

- 2 前項に規定する手当の額は、作業1日につき、前項第1号の場合は500円、前項第2号の場合には840円（特に危険であると市長が認める場合は1,680円）の範囲内で市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 異常な自然現象により重大な災害が発生した現場において、応急作業等の業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を支給すること。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用すること。